

伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者

評価基準書

伊仙町

令和6年7月

1. 目的

この評価基準書は、伊仙町（以下「本町」という。）が特別養護老人ホーム「仙寿の里」を管理する指定管理者を選定するにあたり、その基準を明確にするとともに、選定に関する評価手順等を定めるものとする。

2. 最優秀者の決定方法

指定管理者の決定には、公募型プロポーザル方式を採用し、プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）の中から、提案内容の評価点の総計が最も高い者（以下「最優秀者」という。）を決定する。なお、最優秀者を選定する方法は、次の「(1)選定委員会」から「(4)その他」までの記載事項とする。

※提出書類のみでの評価となります。

(1) 選定委員会

最優秀者の決定に関する事項は、特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 評価方法

委員会は、提案者の提案した内容について、別表1（評価基準）により、記載された項目ごとに評価し、点数を付する。

(3) 評価順位

委員の審査による評価が最も高い者のみに評価点1点を付し、最も高い者が2者以上となった場合1点を按分する。各委員の評価点の総計が最も高い者を最優秀者とする。

(4) 提案者が一者の場合、平均点が70点以上を上回った場合に候補者として決定する。

(5) その他

評価点の総計が最も高い者が2者以上となった場合には、「(2) 評価方法」により、付した点数について、各委員の合計点が最も高い者を最優秀者とする。その他、本書の記載にならない事項が生じた場合は、委員会で協議したうえで、決定する。提案者が1者になった場合でも評価を行い、各委員の合計点の平均点が70点を上回ったものについては、最優秀者として特定する。

3. 協議決定

本町は、委員会が選出した最優秀者と、指定管理者に関する事項について、最終的な協議を行ったうえで、決定する。なお、最優秀者との協議が不調となり、決裂した場合は、最優秀者の次点にあたる提案者から順に協議を行い、指定管理者として決定する。提案者が1者の場合において、最優秀者として特定され、協議が不調となり決裂した場合には、日程を調整のうえ、再公募を実施する。

別表 1 (評価基準)

評価項目	評価ポイント	配点
(1) 利用者の平等な利用の確保	利用者の平等な利用が確保されているか。	10
(2) 管理運営に対する基本方針	施設運営のための運営方針は適切か。	10
(3) 利用者のサービスの向上	サービス向上のための取組み内容は適切か。 利用者の意見の把握・反映の内容は適切か	10
(4) 利用促進に向けた取組み	利用促進への取組み内容は適切か。	10
(5) 施設の維持管理の内容及び手法	施設・設備の維持管理の取組み内容は適切か。 安全管理・安全対策は適切か。	10
(6) 施設の管理運営に係る経費の内容	経費縮減のための取組みは適切か。	10
(7) 安定した運営が可能となる人的能力	職員の採用・確保・配置の方策は適切か。 職員の研修体制等は十分か。	10
(8) 個人情報の保護措置・情報公開	個人情報の保護措置及び情報公開の取組み内容は適切か。	10
(9) 緊急時の対応	緊急時の対策は取られているか。	10
(10) その他の提案・企画	提案・企画の内容等は適切か	10